

JR東海労なごや

2014年11月19日 N o . 1010
JR東海労名古屋地方本部
発行者： 山田 哲也
編集者： 教宣部

労働審判で「狙い打ちボーナスカット」をさせない!! しかし、会社は期日の引き伸ばしをする。

10月10日、夏季手当を不当にもカットされた吉田隆夫組織部長と加藤正利教宣担当部長の二人は、名古屋地方裁判所に労働審判の申し立てを行いました。大垣運輸区の江塚区長が明細を渡すときの不誠実さと二人が行った苦情申告に基づき行われた会議で会社が一方的に会議を打ち切るなど問題の解決に誠意を持って対応しなかったが故に起こした訴訟です。これは、「専任V」の区分を用いて組合差別を行い労働組合弱体化を狙っている策動でもあります。

労働審判制度は迅速に問題を解決する制度

労働審判は、原則として3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度です。そのため労働審判官は、「特別の事由がある場合を除き、労働審判手続の申立がされた日から40日以内の日に第1回労働審判期日を指定しなければならない」とされています。10月10日に申立てを行ったので11月18日までに第1回調査を行わなければならないのですが、加藤さんは12月15日まで伸びてしまいました。

無用な引き延ばし若しくは二人に対する圧力か 私たちは早急な解決を求める!

一方、吉田さんは労働審判員から示された日程の中で勤務上出席できる日には参加できると伝えました。しかし、会社は都合が付かないとして日程が決まりません。

会社の都合とは代理人（弁護士）が複数、会社の多数が予定が合わないとしているのです。かたや吉田さんは制度上一人で多数に向かわなければなりません。つまり会社は多数による威圧を目的としているのです。短時間で何も話さない人もいるはずです。そもそも代理人（弁護士）は複数必要なのでしょうか。一人で十分ではないでしょうか。会社は制度の目的を考慮して日程調整に応じるべきです。

ボーナスカットが東海労組合員を狙い打ちにした組織破壊攻撃であるから、労働審判をさせないために会社は労組対策として様々な嫌がらせを行っているのです。

事故もミスもないのにボーナスカットされた二人の気持ちに立ち共に進んでいきましょう。